

第5期津別町障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画（素案）

（平成30年度から平成32年度）



平成30年4月

北海道津別町

目 次

第1	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと法的根拠	2
3	計画作成体制	3
4	住民参加	3
第2	障がい者とサービス利用状況	4
1	障がい者の状況	4
2	サービス提供体制	7
第3	計画推進のための基本的な考え方	11
1	計画推進のための基本方針	11
第4	平成32年度の施策の成果目標値	12
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	12
2	入院中の精神障がい者の地域への移行	12
3	福祉施設から一般就労への移行	12
第5	サービス見込量と基盤整備	13
1	基本的な考え方	13
2	北海道障がい保健福祉圏域	13
I	訪問系サービス	13
1	サービス見込量	13
2	サービス見込量の確保方策	15
II	日中活動系サービス	16
1	サービス見込量	16
2	サービス見込量の確保方策	19

Ⅲ 居住系サービス	20
1 サービス見込量	20
2 サービス見込量の確保方策	21
Ⅳ 相談支援	21
1 サービス見込量	21
2 サービス見込量の確保方策	22
Ⅴ 地域生活支援事業	22
1 サービス見込量	23
2 サービス見込量の確保方策	31
Ⅵ 障がい児通所支援	33
1 サービス見込量	33
2 サービス見込量の確保方策	34
第6 計画の推進体制	34
1 計画の推進管理について	34

「障がい」のひらがな表記について

この計画では、「障がい者」等の「がい」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい者等の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、この計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

国の障がい福祉施策については、平成15年度に障がい者の自己決定を尊重するため、それまでの措置制度から、障がい者自らが事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度が導入されました。平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象になっていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度が確立し、地域生活での自立へ向けた障がい福祉の枠組みの抜本的な見直しがされました。その後の法整備により、利用者負担の見直しや相談支援の充実等がなされ、平成25年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この障害者総合支援法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための必要な支援を、総合的かつ計画的に行わなければならないとした基本理念を新たに掲げるとともに、「制度の谷間」を埋めるべく障がい者の範囲に難病等に加え、障がい者に対する支援の拡充を行い、障がい児については、根拠法令を児童福祉法へ一本化し、また、さらなるサービス提供体制の計画的な整備を図ることとしています。

障害福祉計画については、障害者総合支援法第88条第1項により、市町村は国の基本指針に即して、障がい福祉サービス等の提供体制の確保、その他業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしており、これに基づき、津別町においてもこれまで「第1期津別町障がい福祉計画（平成18～20年度）」及び「第2期津別町障がい福祉計画（平成21～23年度）」、「第3期津別町障がい福祉計画（平成24～26年度）」、「第4期津別町障がい福祉計画（平成27～29年度）」を作成してきました。

本計画は、これまでの一連の国の動向と整合を図るために、現在の障がい福祉計画の見直しとともに、障がい児福祉計画を策定する「第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」として、ニーズを踏まえた上でサービスの見込量の目標設定とその見込量確保のための方策を定め、サービス提供体制整備へのさらなる取り組みを着実に推進するものです。

2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画として策定します。また、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定された「第2期津別町障がい者計画（平成29～平成31年度）」の「生活支援」分野の実施計画として位置づけます。

さらに「第5次津別町総合計画（平成22～平成31年度）」及び「津別町地域福祉計画（平成27～31年度）」をはじめ、関連する個別計画との整合性と調和を保ちながら定めるものです。

(2) 計画の期間

この計画は、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3年間としており、3年後に見直しを行うこととします。

ただし、計画期間中に、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

											(年度)
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第2期障がい福祉計画											
		計画策定	第3期障がい福祉計画								
					計画策定	第4期障がい福祉計画					
								計画策定	第5期障がい福祉計画 障がい児福祉計画		
第1期障がい者計画											
							計画策定	第2期障がい者計画			

(3) 計画の法的根拠

この計画は、次の法令等を根拠として策定しています。

障害者総合支援法（第88条第1項）（抄）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画作成体制

この計画の作成にあたっては、障がい者に関する活動を行う団体・福祉関係者・障がい者・教育関係者等で構成された「津別町障害者地域自立支援協議会」の協議のもと策定しました。

津別町障害者地域自立支援協議会

役職名	氏名	所属団体
会長	原田 英 機	津別町社会福祉協議会
副会長	新 鞍 忠 信	NPO 法人 津別町手をつなぐ育成会
委員	中 山 静 男	津別町民生委員児童委員協議会
〃	長 野 三恵子	NPO 法人 北海道でてこいランド
〃	垣 内 孝 仁	津別町小中学校校長会
〃	小野寺 祥 裕	ケアハウスつべつ
〃	船 木 雄 紀	身体障がい者手帳所持者
〃	松 木 良 雄	津別町ひまわりの会
〃	鴫 田 憲 治	津別町商工会
〃	片 桐 貴 子	津別小学校特別支援教育教諭
〃	菊 地 次 男	津別中学校特別支援教育教諭
〃	向 平 亮 子	津別町保健福祉課保健師

(任期：平成29年7月25日～平成32年7月24日)

【計画策定委員会の開催状況及び議題等】

回	開催日	主な議題等
第1回	平成29年 8月 7日	・第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について
第2回	平成29年11月21日	・第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案協議について（アンケート検証）
第3回	平成30年 2月 9日	・第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案協議について（計画案審議）

4 住民参加

今回の第5期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の作成においては、住民参加を促進するため、福祉団体との協議を調整しています。また、事業計画の素案については、平成29年12月からの1ヵ月間パブリックコメントを実施し、広く住民からの意見募集を行い、計画に反映するところです。

第2 障がい者とサービス利用状況

1 障がい者の状況

(1) 障がい種別毎の手帳所持者の状況

津別町の障がい種別毎の手帳所持者状況は、身体障がい者手帳が326名、療育手帳（知的障がい者）が87名、精神障がい者保健福祉手帳が34名となっています（平成29年12月1日現在）。各種障がい者手帳所持者が合計447名となっています。

(2) 障がい者のサービス利用状況

津別町で障がい福祉サービスを利用している方は71名、障がい児通所支援を利用している児童は27名となっております（平成29年12月1日現在）。また、その他地域生活支援事業及び各種福祉サービスの利用状況等は以下のとおりです。

障がい福祉サービス

	サービス名	概要	28年度実績
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	身体 2名(延べ103時間)
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。	なし
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。	1名(延べ102時間)
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。	なし
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。	なし
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	知的 1名 児童 2名
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うサービスです。	2名

第2 障がい者とサービス利用状況

介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。	27名
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	23名
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	なし
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	1名
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	(A型) 利用者数 6名 (B型) 利用者数 21名
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはそれらのサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居(※1)があります。	22名

※1 サテライト型住居とは、基幹となるグループホーム(本体住居)と概ね20分以内で移動可能な距離にある民間アパート等の一室で、世話人による巡回支援等のサービスを受けながら生活できる住居のことです。

相談支援

サービス名		概要	28年度実績
計画相談支援	計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント(※2)によりきめ細かく支援するサービスです。	62名
	障害児相談支援		3名
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行うサービスです。	1名
	地域定着支援	居室において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。	なし

※2 ケアマネジメントとは、生活課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、その上で課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくことをいいます。

第2 障がい者とサービス利用状況

地域生活支援事業及びその他福祉サービス

サービス名		概要	28年度実績
地域生活支援事業	日常生活用具給付事業	障がい者(児)の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与するサービスです。	身体 18名
	移動支援事業	移動が困難な障がい者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加等に必要外出時の支援を行うサービスです。	知的 2名 精神 1名 児童 3名
	地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の場を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。	知的 1名 精神 4名
	日中一時支援事業	日中において、介助者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。	知的 3名 精神 1名 児童 3名
その他	補装具	障がい者(児)の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものを支給するサービスです。	身体 15件
	移送サービス	重度の要介護者又は障がい者で公共交通機関の利用が困難な移動制約者を対象に、リフト車両や営業車を使用し、通院のための送迎を行うサービスです。	要介護者等 15名 (片道延べ98回)

障がい児通所支援

サービス名		概要	28年度実績
障害児通所支援給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。	15名(延べ328回)
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。	なし
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。	17名(延べ1,393回)
	保育所等訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児につき、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	なし

2 サービス提供体制

(1) サービス提供体制の現状

津別町の障がい者が利用しているサービス提供状況は、以下のとおりとなっております。

今後においては、北海道が設定した障がい保健福祉圏域のうち、津別町が所属する北網圏域内の美幌町・北見市・網走市など近隣市町村と連携及び調整を図りながら整備を進めていくこととします。

① 訪問系サービス提供事業所（平成29年12月1日現在）

事業所名	住 所	サービス内容
津別町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	津別町幸町27	居宅介護
特定非営利活動法人 北見コアラ	北見市広明町188-11	同行援護

② 日中活動系サービス提供事業所（平成29年12月1日現在）

事業所名	住 所	サービス内容
菜のはな広場	美幌町東一条南1丁目9-1	生活介護
生活デイ あくび	北見市川東62-22	
きたみ学園	北見市川東226-2	
きたみ学園成人部	北見市川東226-2	
友楽里	北見市川東226-2	
るべしべやよい苑	北見市留辺薬町滝の湯129-9	
るべしべ光星苑	北見市留辺薬町栄町127-21	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人722-1	
日の出学園	斜里町峰浜110-11	
向陽園	遠軽町生田原安国347-2	
オホーツク福祉園	紋別市上渚滑町和訓辺95	
こまくさ学園	紋別市上渚滑町和訓辺95	
滝上リハビリセンター	滝上町オシラネップ原野1577-18	
生活介護事業所 緑里	西興部村上興部246	
生活介護事業所 いっかい	釧路市春採4丁目2-16	
障害者支援施設 丹頂の園	釧路市鶴丘149-2	
さわらび学園	釧路市駒牧8線107-3	
南富良野からまつ園	南富良野町幾寅528-2	
あかとき学園	深川市納内町3丁目9-10	
美唄光生園	美唄市光珠内東山	
共栄	北広島市共栄276-8	
松泉学院	小樽市見晴町20-2	

第2 障がい者とサービス利用状況

ちから	北見市常盤町4丁目16-3	就労継続支援A型
Cafe HempRoad	北見市本町4丁目2-1	
就労支援事業所 リブラぴあへの	北見市美芳町5丁目2-13	
すずらん	北見市端野町三区572-1	
津別町手をつなぐ育成会 つむぎ	津別町一条通21-1	就労継続支援B型
美幌地域就労支援センター	美幌町東三条北2丁目1	
ワークセンターぴぽろ 新町あすなろ	美幌町新町1丁目37-2	
オホーツクのこの里	網走市潮見319-69	
障害者支援施設 みどりの園	陸別町陸別原野分線8-232	
ねむのき神居	旭川市神居町雨紛160-9	
なんぷ〜香房	南富良野町幾寅695-2	
光生舎クリーナーズ	赤平市錦町3丁目5	
サポートステーション・ステップ	美幌市西三条南2丁目1-12	
安心生産農園	幌延町幌延15-1	
きたみ学園児童短期入所	北見市川東226-2	短期入所
グループホーム 天都の杜	網走市潮見319-75	
美幌療育病院	美幌町美富9-1	療養介護

③ 居住系サービス提供事業所（平成29年12月1日現在）

事業所名	住 所	サービス内容
オフタイムハウス くりん荘	津別町共和44-33	共同生活援助
コミュニティハウス あかり	美幌町仲町1丁目141-40	
グループホーム スマイル	美幌町美富9-1	
グループホーム 北進	北見市北進町4丁目220-10	
ケアホーム ところがわ	北見市川東62-22	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人722-1	
グループホーム 海の貝	網走市海岸町5-10	
しおさい	紋別市南が丘町7丁目72-1	
グループホーム ピア	西興部村上興部77	
グループホーム ふれんど	陸別町陸別原野分線8-232	
ケアホーム となり	釧路市春採4丁目1-17	
ねむのき グループホーム	旭川市神居六条18丁目3-7	
共同生活援助事業所 ぴあ	南富良野町幾寅590-1	
共同生活支援センター すずらん	深川市納内町2丁目1-48	
爽やかネットワーク	美幌市東七条南2丁目1-1	
北の星	幌延町幌延155	
きたみ学園	北見市川東226-2	施設入所支援
きたみ学園成人部	北見市川東226-2	
るべしべやよい苑	北見市留辺藪町滝の湯129-9	
るべしべ光星苑	北見市留辺藪町栄町127-21	

第2 障がい者とサービス利用状況

サンライズ・ヨピト	網走市呼人 722-1	施設入所支援
日の出学園	斜里町峰浜 110-11	
向陽園	遠軽町生田原安国 347-2	
オホーツク福祉園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
障がい者支援施設 こまくさ学園	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
滝上リハビリセンター	滝上町オシラネツ原野 1577-18	
障害者支援施設 清流の里	西興部村上興部 246	
障害者支援施設 みどりの園	陸別町陸別原野分線 8-232	
さわらび学園	釧路市駒牧 8 線 107-3	
障害者支援施設 丹頂の園	釧路市鶴丘 149-2	
南富良野からまつ園	南富良野町幾寅 528-2	
光生舎クリーナース	赤平市錦町 3 丁目 5	
美唄光生園	美唄市光珠内東山	
共栄	北広島市共栄 276-8	
松泉学院	小樽市見晴町 20-2	

④ 相談支援サービス提供事業所（平成 29 年 12 月 1 日現在）

事業所名	住 所	サービス内容
津別町障害者相談支援事業所	津別町幸町 41	計画相談支援
相談支援センター ぱれっと	美幌町美富 9	
サポートネット北見	北見市幸町 1 丁目 1-1	
障がい者相談支援センター ほっと	北見市大通西 2 丁目 1	
相談支援事業所 びあ	北見市留辺蘂町旭南 57-13	
特定相談支援事業者 きずな	網走市大曲 25-1	
相談支援センター りらいふ	網走市南四条西 2 丁目 1	
相談支援事業所 ゆい	斜里町青葉町 41	
相談支援室 ま〜ぶる	遠軽町一条通北 1 丁目	
相談支援事業所 たんぼぼ	紋別市上渚滑町和訓辺 95	
相談支援事業所 ミント	滝上町オシラネツ原野 1577-18	
相談支援センター 紡	西興部村上興部 246	
障害者支援施設 とまむ園 相談支援事業所	陸別町トナム南 3 線 94-3	
地域生活支援センター・ハート釧路	釧路市白金町 2-14	
相談支援事業所 りりーふ	釧路市鶴丘 149-2	
相談支援事業所 ウルカス	釧路町陸 3 丁目 2-9	
障害者相談支援センター にじ	旭川市神居三条 6 丁目 1-6	
南富良野からまつ園	南富良野町幾寅 528-2	
そうだんの ていく	赤平市錦町 2 丁目 6	
障がい者相談支援センター いんくる	美唄市西三条南 3 丁目 6-2	
障害者相談支援事業所 みなみ	北広島市南町 4 丁目 1-1	
障がい者就労支援センター めーでる	北広島市美沢 3 丁目 13-2	

第2 障がい者とサービス利用状況

ひだまり	幌延町宮園町1-31	計画相談支援
相談支援事業所 ぜいぼこ	小樽市見晴町12-4	
津別町障害者相談支援事業所	津別町幸町41	障害児相談支援
指定一般相談支援事業者 きずな	網走市大曲25-1	地域移行支援

⑤ 地域生活支援事業サービス提供事業所（平成29年12月1日現在）

事業所名	住所	サービス内容
マイスペース美幌	美幌町仲町2丁目38-1	移動支援
移動支援事業所 ところっこ	北見市公園町166-25	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人722-1	
移動支援事業所 ゆめさんぽ	網走市呼人807-8	
ヘルパーステーション あくあ	網走市駒場北6丁目2-11	
オホーツクホームヘルプサービスセンター	網走市潮見185-19	
地域活動支援センター よりみち	美幌町新町1丁目37-2	地域活動支援センター
地域活動支援センター 梅トピア	網走市呼人722-1	
あそびスペース ふらっと	津別町一条通21-1	日中一時支援
マイスペース美幌	美幌町仲町2丁目38-1	
あさひ45	北見市朝日町45-4	
サンライズ・ヨピト	網走市呼人722-1	
日中一時支援事業所 ラポール	網走市北四条西3丁目5-15	
ヘルパーステーション あくあ	網走市駒場北6丁目2-11	
オホーツクホームヘルプサービスセンター	網走市潮見185-19	
福祉ホーム ほたる	北広島市朝日町4丁目4-11	福祉ホーム

⑥ 障がい児通所支援サービス提供事業所（平成29年12月1日現在）

事業所名	住所	サービス内容
発達支援センター なないろ	美幌町新町1丁目37	児童発達支援
放課後等デイサービス すきっぷ	津別町新町1-1	放課後等デイサービス
マイスペース美幌	美幌町東一条南1丁目9-1	
オホーツクスポーツクラブ	網走市潮見185-19	

第3 計画推進のための基本的な考え方

1 計画推進のための基本方針

この計画は、「第2期津別町障がい者計画」（津別町の障がい者施策全般に関する長期計画）の実実施計画として位置付けていることから、基本理念である『助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ』を目指すとともに、障害者総合支援法で掲げている理念を踏まえ、以下の基本方針に沿って計画を策定しました。

障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者（児）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者（児）が必要とする支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい者（児）本人が望むサービスを利用できるようサービスの量と質を確保するために、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立を支援する観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支える地域包括ケアシステムを実現するため、障がいへの理解・啓発を進めるとともに、地域生活支援の拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

障がい種別によらない一元的なサービスの実施及び障がい児支援体制の整備

障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）並びに難病患者等並びに障がい児とし、法改正により新たに対象となった旨の周知を図り、さらなるサービスの充実に向けた取り組みを進めます。また、障がいの早期発見と切れ目のない支援を行うために、保健・医療・福祉関係者の連携を図るとともに、障がい児が発達支援を受けられる場の構築を進めます。

第4 平成32年度の施策の成果目標値

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	備 考
施設入所者数	23 人	平成29年3月末の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	4 人	平成29年3月末の入所者数の9%以上
【目標値】 施設入所者減少見込数	4 人	平成32年度末の施設入所者数が、平成29年3月末の施設入所者のうち2%以上の減少として設定

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

※ 津別町における現在の退院可能な精神障がい者数はなし（北海道保健福祉部）

3 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

項目	数 値	備 考
平成28年度の一般就労移行者数	2 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数（平成28年度の移行実績の1.5倍以上を基本として設定）

② 就労移行支援事業所利用者数

項目	数 値	備 考
平成28年度の就労移行支援事業所利用者数	1 人	平成28年度において就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 平成32年度の就労移行支援事業所利用者数	5 人	平成32年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成28年度利用者数から2割以上増加することを基本として設定

第5 サービス見込量と基盤整備

サービスの見込量は、国や北海道の指針に沿って「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」「障がい児通所支援」の6つの区分とし、以下の考え方にに基づき設定しました。

1 基本的な考え方

第5期津別町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る平成32年度目標数値は、これまでの実績に基づく推計と、サービス利用者の意向及び津別町の実情を勘案し設定しました。

2 北海道障がい保健福祉圏域

北海道では、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整が必要であることから、全道21の障がい保健福祉圏域を設定しています。

この圏域は、複数市町村における共同実施による広域的、専門的なサービスの提供や施策の適正配置を実施するもので、津別町は「北網圏域」に属しています。北網圏域に属する市町村は、北見市・網走市・大空町・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・訓子府町・置戸町となっています。

I 訪問系サービス

1 サービス見込量

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

【概要】 居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助のほか、病院への通院等介護を行います。

【現状】 平成27年度から29年度までは2名の利用実績（見込み）があります。

【計画】 平成30年度以降は3名15時間の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	利用者数 (実人員/月)	3	2	3	2	3	2	3	3	3
	時間/月	15	7.3	15	8.6	15	8	15	15	15

(2) 重度訪問介護

【概要】 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人（区分4以上）に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【現状】 利用実績（見込み）はありません。

【計画】 津別町の障がい者で区分4以上の在宅生活者がいないため、平成30年度以降の計画は0時間とします。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
重度訪問介護	利用者数 (実人員/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 同行援護

【概要】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護などの外出支援を行います。

【現状】 平成27年度から29年度までは1名の利用実績（見込み）があります。

【計画】 平成30年度以降は1名12時間の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
同行援護	利用者数 (実人員/月)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	時間/月	10	6.7	10	8.5	10	12	12	12	12

(4) 行動援護

【概要】 知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人の行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

【現状】 利用実績（見込み）はありません。

【計画】 平成30年度以降は1名3時間の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
行動援護	利用者数 (実人員/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	時間/月	3	0	3	0	3	0	3	3	3

(5) 重度障害者等包括支援

【概要】 常時介護が必要でその必要性が著しく高い人（区分6以上）に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【現状】 利用実績（見込み）はありません。

【計画】 平成30年度以降の計画は0時間とします。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
重度障害者等包括 支援	利用者数 (実人員/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 サービス見込量の確保方策

(1) 訪問系サービス提供基盤の強化を図ります。サービス事業所の誘致・確保を通じて、ヘルパー等の人材確保を進めます。（実施者：津別町）

(2) 必要としている方が利用できるよう、サービスの内容について周知を図ります。（実施者：津別町）

II 日中活動系サービス

1 サービス見込量

(1) 生活介護

【概要】 常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【現状】 平成 28 年度までは施設入所者やグループホーム入所者の利用のみでしたが、平成 29 年度より在宅生活の方の利用も増えています。

【計画】 在宅生活者は増えてきていますが、このサービスは基本的には施設入所支援や共同生活援助に伴うもので、サービスの見込量は「1 ヶ月の利用者数」に「1 ヶ月の土日を除く日数（22 日）」を乗じて推計することとなります。施設利用者の地域移行等を勘案し、平成 30 年度以降 1 ヶ月あたりの延べ利用人数 638 人日を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
生活介護	利用者数 (実人員/月)	29	31	29	27	29	29	29	29	29
	利用人日 (延人日/月)	638	659.8	638	545.9	638	591.1	638	638	638

※「人日」とは、月間の利用人数×1 人 1 ヶ月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量です。1 ヶ月あたりの利用者それぞれの利用日数の合計をあらわしています。

(2) 自立訓練（機能訓練）

【概要】 身体障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

【現状】 利用実績（見込み）はありません。

【計画】 平成 30 年度以降は 1 名 8 日の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (実人員/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	利用人日 (延人日/月)	8	0	8	0	8	0	8	8	8

(3) 自立訓練（生活訓練）

【概要】 知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状】 利用実績（見込み）はありません。

【計画】 平成30年度以降は1名8日の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (実人員/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	利用人日 (延人日/月)	8	0	8	0	8	0	8	8	8

(4) 就労移行支援

【概要】 一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状】 平成29年度までの利用は減少し、実績（見込み）は計画を下回っています。

【計画】 今後の就労に対するニーズの増加を想定し、引き続き平成30年度以降は1ヵ月あたり110人日を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
就労移行支援	利用者数 (実人員/月)	5	2	5	1	5	0	5	5	5
	利用人日 (延人日/月)	110	26.8	110	9	110	0	110	110	110

(5) 就労継続支援（A型）

【概要】 一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

【現状】 平成28年度から北見市の事業所へ通所する方が増えたため、実績（見込み）は計画を上回っています。

【計画】 雇用契約型のサービス体系で、就労に対するニーズの増加が想定されることから、平成30年度以降は1ヵ月あたり220人日を見込みます。

第5 サービス見込量と基盤整備

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
就労継続支援 (A型)	利用者数 (実人員/月)	5	4	5	6	5	7	10	10	10
	利用人日 (延人日/月)	110	52	110	73.2	110	112.7	220	220	220

(6) 就労継続支援 (B型)

【概要】 一般企業等での就労が困難な障がい者や一定の年齢に達している障がい者に、雇用契約は結ばずに、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図るサービスです。

【現状】 平成28年10月より町内に事業所が設立されたことから利用は増加し、実績(見込み)は計画を上回っています。

【計画】 今後も雇用ニーズの高まりによって必要量は増加するものと考え、平成30年度以降は1ヵ月あたり550人日を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
就労継続支援 (B型)	利用者数 (実人員/月)	19	19	19	21	19	23	25	25	25
	利用人日 (延人日/月)	418	342.5	418	396.1	418	406.7	550	550	550

(7) 療養介護

【概要】 医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

【現状】 平成27年度から29年度までの利用実績(見込み)は、計画のとおり。

【計画】 平成29年度の利用見込み2名のまま推移すると想定し、平成30年度以降も1ヵ月あたり2人を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
療養介護	利用者数 (実人員/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(8) 短期入所

【概要】 介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、障がい者支援施設及び医療機関等で障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【現状】 平成 29 年度の福祉型の利用は 2 名で見込んでいます。近隣では、美幌療育病院、NPO 法人夢の樹オホーツク、サンライズ・ヨピト、きたみ学園などが実施しています。医療型の利用実績（見込み）はありません。

【計画】 介護者の急な利用要望に応じていくため、福祉型については 30 年度以降引き続き 1 ヶ月あたり 30 人日を見込みます。医療型については津別町の状況を勘案し、1 ヶ月あたり 0 人日を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
福祉型短期入所	利用者数 (実人員/月)	2	1	2	2	2	2	2	2	2
	利用人日 (延人日/月)	30	1.8	30	24.6	30	17.8	30	30	30
医療型短期入所	利用者数 (実人員/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人日 (延人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 サービス見込量の確保方策

(1) 町内には、平成 28 年 10 月より就労継続支援 B 型事業所が設立されましたが、幅広いニーズに対応することを想定すると、依然として足りていない状態です。津別町が属する障がい保健福祉圏域「北網圏域」の他市町村と連携・調整を図るとともに、居住系サービスと合わせて事業者の積極的な参入を図るための環境づくりや関係機関、事業所との連携強化に努めます。(実施者：津別町)

(2) 近隣の就労支援（就労移行、就労継続支援）については、就労移行が美幌町、就労継続支援 A 型が北見市、就労継続支援 B 型が津別町と美幌町にある事業所が主に実施しています。障がい者の就労を積極的に進めるには、就労の場が必要であるため、事業所や労働関係機関と連携をとりながら、町内企業の障がいに対する理解と認識を深め、障がい者を積極的に受け入れる体制を整えてもらうよう働きかけていきます。(実施者：サービス事業所・労働関係機関・津別町)

第5 サービス見込量と基盤整備

- (3) 今後も利用者が身近な地域でサービスを利用できるよう、利用動向を十分に把握しながら、事業者と連携して、サービス提供体制の確保に努めます。(実施者: サービス事業所・津別町)

Ⅲ 居住系サービス

1 サービス見込量

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【概要】 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービス提供も行います。

【現状】 平成27年度から平成29年度に施設から共同生活援助（グループホーム）への移行利用者実績（見込み）は計画を下回る見込みです。

【計画】 今後も予想される施設から地域への移行と在宅障がい者の移行を考慮し、平成30年度以降は引き続き25人の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (実人員/月)	23	22	25	21	25	23	25	25	25

(2) 施設入所支援

【概要】 施設に入所している障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【現状】 平成29年度まで施設入所者の地域移行が進まなかったため、計画を上回る実績（見込み）となりました。

【計画】 平成30年度以降も地域移行を目指し、24人から19人への減少を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
施設入所支援	利用者数 (実人員/月)	24	27	22	23	22	25	24	22	19

2 サービス見込量の確保方策

- (1)平成29年1月より町内にグループホームが設立されましたが、定員数の少なさや男性の利用者に限っていることから、依然として足りていない状態です。津別町が属する障がい保健福祉圏域「北網圏域」の他市町村と連携・調整を図るとともに、関係機関、事業所との連携強化に努めます。(実施者：津別町)
- (2)日中活動系サービスと合わせて、提供可能な事業者の確保に努めます。(実施者：津別町)

IV 相談支援

1 サービス見込量

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

【概要】 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、全ての障がい福祉サービス及び障がい児通所支援、地域相談支援利用者の方について作成します。

【現状】 平成27年度からサービスを利用している方に対し、セルフプラン（※3）から計画相談支援に移行するよう呼びかけたことで利用者数は増加しました。また、町内に事業所があることから、相談に来た人がすぐにサービスを利用できるような体制が整備され、新規の利用者も増加しています。

【計画】 セルフプランを利用する方や、これからのサービス利用者の増を勘案し、平成30年度以降計画相談支援75人、障害児相談支援6人の利用を見込みます。

※3 セルフプランとは、障がい者ご本人やその家族等が作成する計画書のことで、簡易な様式となっています。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
計画相談支援	利用者数 (実人員/年)	66	56	66	62	68	70	75	75	75
障害児相談支援	利用者数 (実人員/年)	6	3	6	3	8	3	6	6	6

第5 サービス見込量と基盤整備

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

【概要】 地域移行支援は、障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設や矯正施設等を退所する障がい者の住居の確保その他地域生活移行に向けての活動に関する相談を行います。

また、地域定着支援は施設・病院からの退所・退院、家族との同居から1人暮らしに移行した方で、常時連絡体制を確保し緊急の事態等に相談支援を行います。

【現状】 地域移行支援は、平成28年度より障がい者支援施設からグループホームに移行するため1人の利用があり、地域定着支援の実績はありません。

【計画】 今後の需要等を勘案し、いずれも平成30年度以降1人の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
地域移行支援	利用者数 (実人員/年)	1	0	1	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (実人員/年)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

2 サービス見込量の確保方策

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が行い、障害児相談支援は指定障害児相談支援事業者、地域相談支援は指定一般相談支援事業者が行うこととなります。町内に指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者はありますが、指定一般相談支援事業者は町内になく、また、町外に居住されている方への支援についてはその居住地の事業者へ依頼することになるため、さらなる相談支援体制の充実・確保のために、町内外の事業者との連携を密にし、相談支援専門員の人材育成にも努めます。(実施者：指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者・指定一般相談支援事業者・津別町)

V 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支える様々な事業を、市町村が必ず実施しなければならない事業と市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業で構成されています。

地域生活支援事業

地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者（児）に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
		自発的活動支援事業	障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
		相談支援事業	障がい者（児）の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や援助などを行います。
		成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がい者に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費の全部又は一部を補助します。
		成年後見人制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援を行います。
		コミュニケーション支援事業	聴覚、言語等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
		日常生活用具給付事業	重度の障がい者（児）に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。
		手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者（児）との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
		移動支援事業	移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行い、自立生活や社会参加を促します。
		地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動など、様々な活動を支援する場を提供することで、障がい者（児）の地域生活を支援します。
	任意事業	福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
		訪問入浴サービス	身体障がい者に、居宅において入浴サービスを提供します。
		日中一時支援事業	家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、障がい者（児）を一時的に預り、日中における活動の場を提供します。
		生活サポート	障がい支援区分の非該当の方が、家事援助などの必要性が認められる場合に、利用できるサービスです。
自動車改造費助成事業		身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	

1 サービス見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

【概要】 地域社会の住民に対して障がい者（児）に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【現状】 平成25年4月障害者総合支援法の施行に伴う必須事業として、平成25年度に「発達障がい理解促進パネル展」を実施、平成29年12月に継続事業として開催。

【計画】 今後、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけを強化することを目指し、継続して事業を行います。

第5 サービス見込量と基盤整備

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	無	有	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【概要】 障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート※4、災害対策活動、ボランティア等）に対する支援を行います。

【現状】 平成25年4月障害者総合支援法の施行に伴う必須事業ですが、これまでに対象者はありません。

【計画】 今後、制度の周知を図り、地域における自発的な取り組みの支援を進めます。

※4 ピアサポートとは、当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みをいいます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 相談支援事業

【概要】 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助、権利擁護のための必要な援助を行います。また、「障害者地域自立支援協議会」を中心として、障がい者が地域で安心して自立した生活を営むための総合的な生活支援や地域の支援システムのネットワークづくりを進めます。

【現状】 平成20年度より北見市の社会福祉法人北の大地に相談支援業務を委託するとともに連携を図りながら相談業務に応じています。また、津別町障害者地域自立支援協議会を設置し、定期的に協議会を開催しています。

【計画】 今後もこの体制を維持し、障がい種別毎に専門性の高い相談に応じる体制整備のため相談支援事業所の委託先の増加に努めます。また、津別町障害者地域自立支援協議会を中心にさらなる支援ネットワークづくりを進めるとともに

【計画】 に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。

② 基幹相談支援センター等市町村相談支援機能強化事業

【概要】 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能を強化します。

【計画】 これまで実施に至らず、今後圏域内での体制整備も含め検討します。

③ 住宅入居等支援事業

【概要】 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者(共同生活援助を利用する者を除く。)に対し、不動産業者との物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続きに関する業務や利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡調整などに関する業務などの入居に必要な調整を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【計画】 これまでに利用者はいませんが、今後も継続して実施します。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
相談支援事業										
①相談支援事業	箇所数									
ア 障がい者相談支援事業		2	1	2	1	2	1	2	2	2
イ 基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	有
②市町村相談支援事業強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有	無	無	無	有
③住宅入居等支援事業		有	無	有	無	有	無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

【概要】 身寄りがなく判断能力が低下した知的障がい者又は精神障がい者等が成年後見制度(※5)を利用する際に、申立てに要する経費及び後見人等への報酬を助成します。

第5 サービス見込量と基盤整備

【現状】 平成 27 年度に障がい者支援施設の入所者に対して、申立てに要する経費の助成を行った以後、実績はありません。

【計画】 今後も必要な予算措置を行い、体制整備に努めます。

※5 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度をいいます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
成年後見制度利用 支援事業	利用者数 (実人員/年)	1	1	1	0	1	0	1	1	1

(5) 成年後見人制度法人後見支援事業

【概要】 法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援を行います。

【現状】 津別町あんしん生活サポートセンター（津別町社会福祉協議会）に委託し法人後見を行っている。

【計画】 今後も必要な事業として、継続して実施します。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
成年後見人制度法人 後見支援事業	実施の 有無	有	無	有	有	有	有	有	有	有

(6) コミュニケーション支援事業

【概要】 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他障がいにより、意思疎通の支援が必要な方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。

【現状】 手話通訳者の派遣については平成 28 年度まで 1 人利用がありました。

【計画】 今後もサービス提供体制を確保するため、平成 30 年度以降 1 人の利用を見込みます。また、要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業については、サービスの需要や近隣市町村の状況により整備を検討します。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用者数 (実人員/年)	1	1	1	1	1	0	1	1	1
手話通訳者設置 事業	登録手話 通訳者数/年	1	0	1	0	1	0	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

【概要】 重度の障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入費用等の一部を助成します。

- ① 介護・訓練支援用具 : 特殊寝台・特殊マット・体位変換器 など
- ② 自立生活支援用具 : 入浴補助具・聴覚障がい者用屋内信号装置 など
- ③ 在宅療養等支援用具 : 電気式たん吸引器・盲人用体温計 など
- ④ 情報・意思疎通支援用具 : 点字器・人口咽頭 など
- ⑤ 排泄管理支援用具 : ストマ用装具・紙おむつ など
- ⑥ 居宅生活動作補助用具 : 設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【現状】 排泄管理支援用具は、平成29年度利用者対象者が増え、計画に近似している。

【計画】 これまでの支給実績を踏まえ、一定見込量の維持を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②自立生活支援用具	件/年	1	1	1	2	1	1	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件/年	1	0	1	0	1	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	1	1	1	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件/年	180	144	180	158	180	178	180	180	180
⑥居宅生活動作補助(在宅改修費)	件/年	1	1	1	0	1	0	1	1	1

第5 サービス見込量と基盤整備

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【概要】 聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

【計画】 平成 29 年度までの実績は 0 人と見込んでいますが、今後のコミュニケーション支援事業の利用状況を勘案し実施を検討していきます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
手話奉仕員養成 研修事業	養成者数 (実人員/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(9) 移動支援事業

【概要】 屋外での移動や外出が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動を支援します（通院介護や行動援護・同行援護などの障がい福祉サービスの対象とならないケースを対象とします）。

【現状】 平成 28 年度より町内に障がい児通所サービスが増えたことにより、移動支援を利用していた児童の数は減少しています。

【計画】 今後、社会参加の手段にサービス需要が伸び必要量は増加すると考え、平成 30 年度以降引き続き利用者数 10 名、利用時間は 300 時間を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
移動支援事業	利用者数 (実人員/年)	10	8	10	6	10	5	10	10	10
	時間/年	300	283	300	354	300	297	300	300	300

(10) 地域活動支援センター事業

【概要】 障がい者の創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供します。

【現状】 現在、美幌町えくぼ福祉会と網走市のサンライズ・ヨピトの地域活動支援センター2箇所の利用があります。

【計画】 平成 30 年度以降は引き続き 6 人の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
地域活動支援センター										
①基礎 的事業	箇所数/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	利用者数 (実人員/年)	3	4	3	5	3	6	6	6	6

(11) 福祉ホームの運営事業

【概要】 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

【現状】 現在、帯広市、北広島市にそれぞれ1名が居住しています。

【計画】 平成30年度以降は1人を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
福祉ホームの運営事業										
	箇所数/年	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	利用者数 (実人員/年)	1	1	1	1	1	2	1	1	1

(12) 訪問入浴サービス事業

【概要】 訪問により居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔確保及び身体機能の維持等を図り、身体障がい者の生活を支援します。

【現状】 平成29年度までの利用実績（見込み）はありません。

【計画】 平成30年度以降は0人を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
訪問入浴サービス事業	利用者数 (実人員/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(13) 日中一時支援事業

【概要】 介護家族等の負担軽減を図るため、障がい者（児）を日中において一時預かり、見守るとともに、社会適応訓練等を実施することにより、障がい者の日中活動の場を提供します。

第5 サービス見込量と基盤整備

【現状】 平成 28 年 2 月より町内に放課後等デイサービス事業所が出来たことから児童が移行したため実績（見込み）は減となりました。

【計画】 平成 30 年度以降、前年度実績見込みからの増加として 10 人の利用を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
日中一時支援事業	利用者数 (実人員/年)	15	19	15	7	15	7	10	10	10

(14) 生活サポート

【概要】 障がい支援区分の非該当者であるが、支援が必要と認められた場合に訪問により居宅での家事援助を実施し、障がい者の地域での自立した生活の促進を図ります。

【現状】 平成 27 年度から平成 29 年度まで実績はありませんでした。

【計画】 平成 30 年度以降は 0 人を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
生活サポート事業	利用者数 (実人員/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(15) 自動車改造費助成事業

【概要】 身体障がい者が就労等に伴い自動車を購入する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【現状】 平成 27 年度から平成 29 年度まで実績はありませんでした。

【計画】 平成 30 年度以降は 1 人を見込みます。

サービスの見込量（年間あたり）

サービス体系	単位	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度 (計画)	H31 年度 (計画)	H32 年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
自動車改造費助成事業	利用者数 (実人員/年)	1	0	1	0	1	0	1	1	1

2 サービス見込量の確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業の確保方策

地域社会における共生を実現するには、障がい者（児）の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する必要があります。アンケート調査においても希望の多い項目であり、心のバリアフリーに配慮した啓もう活動や福祉教育の充実、講演会の開催など、地域全体での取り組みを進めます。（実施者：津別町）

(2) 自発的活動支援事業の確保方策

障がい者（児）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するために、広く制度を周知し、必要な予算措置を講じます。（実施者：津別町）

(3) 相談支援事業の確保方策

- ① 相談しやすく専門的相談に応じられるよう、町に社会福祉士などの専門職の配置や津別町障害者相談支援事業所の人員を確保するなどの体制整備に努めます。また、障がい種別毎のより専門性の高い相談に応じる体制整備のため、相談支援事業所の委託先の増加に努めます。相談支援の普及を通じて相談しやすい環境づくりと、ニーズにあった適切なサービス提供に努めます。（実施者：津別町）
- ② 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。（実施者：津別町）

(4) 成年後見制度利用支援事業の確保方策

判断能力が十分ではない障がい者が消費者被害や不当な財産被害にあわないよう成年後見制度の利用促進に向け、申立てに要する経費や後見人等報酬費用の予算化など、制度の普及に努めます。（実施者：津別町）

(5) 成年後見制度法人後見支援事業の確保方策

今後も成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するといった事業を適正に運営ができると認められる津別町社会福祉協議会へ委託し、連携を密にしながら取り組みます。（実施者：津別町、津別町社会福祉協議会）

(6) コミュニケーション支援事業の確保方策

- ① 現在、北海道ろうあ連盟と業務委託を締結しています。移動先での利用も可能なように広域での利用体制整備を北海道及び北海道ろうあ連盟と共同で検討します。
- ② ニーズを把握し、求めるサービスの提供体制の整備を検討します。(実施者：津別町)

(7) 日常生活用具給付等事業の確保方策

障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具の購入等を必要とする方に対して、費用の一部を助成しています。今後もサービス内容や用具の品目、対象、基準額等についての十分な情報の収集や提供に努めます。(実施者：津別町)

(8) 手話奉仕員養成研修事業の確保方策

ニーズの把握に努め、近隣市町村の状況等勘案し事業実施を検討します。(実施者：津別町)

(9) 移動支援事業の確保方策

現在、近隣では、NPO法人マイスペース美幌、NPO法人オホーツクススポーツクラブ、NPO法人とむての森などで移動支援事業の利用が可能です。しかし、町内に事業所がないことから、利便性に欠け需要を満たすまでには至っておらず、アンケート調査においても障がい者と家族から要望の強い項目です。今後は、制度の状況や利用者動向を十分に把握し、ニーズに対応可能なよう町内事業者の確保について検討します。(実施者：津別町)

(10) 地域活動支援センター事業の確保方策

現在、美幌地域活動支援センターよりみちと網走市のサンライズ・ヨピトで利用可能となっております。事業所が障がい者への創作活動や生産活動の機会、社会との交流の場の提供など、施設機能の充実を図るための支援をします。(実施者：津別町)

(11) 福祉ホームの運営事業の確保方策

現在、北広島市の福祉ホームほたるに1名居住されています。今後も事業所と連携を図り、継続的な利用確保に努めます。(実施者：津別町)

(12) 訪問入浴サービス事業の確保方策

現状利用はありませんが、利用者動向を十分に把握するとともに、事業所と連携し、サービスの充実とともに、内容や対象などについての十分な情報の提供に努めます。(実施者：津別町)

(13) 日中一時支援事業の確保方策

町内にあるあそびスペースぷらっとのほか、近隣では美幌町のNPO法人マイスペース美幌、北見市の川東の里、網走市のあばしりスポーツクラブとサンライズ・ヨピトで利用可能となっております。今後は、利用者動向を十分に把握するとともに、事業所と連携し、サービスの充実に努めます。(実施者：津別町)

(14) 生活サポート事業の確保方策

利用者動向を十分に把握するとともに、事業所と連携し、サービスの充実にともに、内容や対象などについての十分な情報の提供に努めます。(実施者：津別町)

(15) 自動車改造費助成事業の確保方策

身体障がい者の自立した地域生活を支えるために、今後も広く制度を周知し、必要な予算措置を講じます。(実施者：津別町)

VI 障がい児通所支援

1 サービス見込量

【概要】 療養指導が必要と判断された児童を対象に、日常生活や集団生活に対応できるよう、児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

【現状】 児童発達支援について、利用者は増えていますが、サービスを提供できる事業所が美幌町の発達支援センターなないろのみであるため、定員数の問題から一人一人の利用日数は減っている状況です。放課後等デイサービスは、平成28年2月に町内に事業所が設立されたことから、利用者数は急増しました。

【計画】 今後の療育へのニーズを勘案し、平成30年度以降は240人日を見込みます。

サービスの見込量

サービス体系	単位	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度 (計画)	H31年度 (計画)	H32年度 (計画)
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
児童発達支援	利用者数 (実人員/月)	10	10	10	11	10	11	10	10	10
	利用人日 (延人日/月)	40	22.3	40	27.3	40	23.8	40	40	40
医療型 児童発達支援	利用者数 (実人員/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人日 (延人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6 計画の推進体制

放課後等 デイサービス	利用者数 (実人員/月)	8	10	8	12	8	13	20	20	20
	利用人日 (延人日/月)	40	27.9	40	113.7	40	143.5	200	200	200
保育所等訪問 支援	利用者数 (実人員/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用人日 (延人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 サービス見込量の確保方策

- (1) 対象児童の早期発見と早期からの療育を進めるために、保健師や医療機関、認定こども園等関係機関との連携体制を確保します。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行えるよう、「育ちの手帳（※6）」の導入といった子育て・教育関係施策との緊密な連携を図るとともに、保育・教育等の関係機関との連携体制の構築を図ります。（実施者：津別町、認定こども園、教育機関）
- (2) 児童発達支援の利用者が増えてきている中、定員数の問題から療育の支援を受けられる日数にも限りがあり、一人当たりの利用日数が月1回～4回程度に留まっています。町内に放課後等デイサービス事業所すきっぷが出来ましたが、今後想定される重症心身障がい児や医療的ケア児にも対応できる十分な支援体制を確保するため、事業者の積極的な参入に繋がる環境づくりや関係機関や事業者との連携強化に努めます。（実施者：津別町）

※6 育ちの手帳とはオホーツク版の名称で、医療や療育、教育機関などで受けた支援や経過等を総合的に継続的に記録・管理し、それを基にした保護者を含めた支援者（機関）による情報共有した中での一体的な支援に繋げるための中核的なツール・仕組みをいいます。

第6 計画の推進体制

1 計画の推進管理について

計画の進捗状況については、国の基本指針にあるP（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Action：改善）方式に基づき、「津別町障害者地域自立支援協議会」において、1年に一度成果目標値等の実績に基づく分析・評価（中間評価）に関して意見を聴き、必要があると認めるときは計画の変更等を行います。